

平成24年第1回定例会  
健康福祉病院常任委員会

説 明 資 料

頁数

《議案補充説明》

- 1 【議案第99号】地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の認可について ……1

平成24年4月1日  
健 康 福 祉 部

# 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の認可について

## 1 提案の理由

地方独立行政法人三重県立総合医療センターが作成する中期計画については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき知事が認可するものですが、公営企業型地方独立行政法人である地方独立行政法人三重県立総合医療センターが作成する中期計画の認可にあたっては、法第83条第3項の規定により議会の議決を経る必要があります。

## 2 中期計画の主な内容

中期計画は、設立団体の長が定める中期目標を達成するための具体の計画であり、中期計画には、法第26条第2項の規定に基づき、次の事項について定めています。

- 1 中期計画の期間（平成24年4月1日～平成29年3月31日）
- 2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 4 財務内容の改善に関する事項
- 5 短期借入金の限度額
- 6 剰余金の使途
- 7 料金に関する事項
- 8 その他業務運営に関する重要事項

なお、主な内容については、別添のとおりです。

## 3 評価委員会での検討

法第26条第3項の規定により、設立団体の長は中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴く必要があることから、3回の評価委員会を開催し、議会常任委員会での意見も踏まえ、検討を行ってきました。



地方独立行政法人三重県立総合医療センター 中期計画の概要

第1 中期計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

(1) 診療機能の充実

ア 高度医療の提供

- (ア) がん
  - 地域がん診療連携拠点病院としての、院内の治療チームの活動強化、医療スタッフの知識・技術の向上
  - 内視鏡室の拡充整備、検査体制の強化
  - 三重大学、国立がん研究センター等との機能連携
- (イ) 脳卒中・心筋梗塞
  - (脳卒中)t-PAの急性期静脈内投与や血行再建術等の高度治療への積極的な対応
  - (心筋梗塞)急性期カテーテル治療の充実
  - オープン手術等による患者のQOL向上

- (ウ) 各診療科の高度化
  - 総合病院としての各診療科における医療の高度化

イ 救急医療

- 三次救急医療の役割としての3・6・5日24時間体制での高度・専門的な救急医療の提供(必要な医師の配置と適切な病床管理)
- ヘリポートを活用した広域的な患者受入れ対応

エ 小児・周産期医療

- NICU、GCUの増床等による地域周産期母子医療センターの機能拡充

オ 感染症医療

- 第二種感染症指定医療機関としての新型インフルエンザ等の新たな感染症に対する専門的な医療の提供
- エイズ治療拠点病院としての、総合的、専門的な医療の提供

(2) 信頼される医療の提供

- 患者のニーズを踏まえた最適な医療の提供
- クリニカルパスの推進、インフォームドコンセントの徹底
- 総合病院としての診療科目の充実・拡充

(3) 医療安全対策の徹底

- 医療事故情報の収集・分析や情報共有、医療安全研修の実施を通じた、医療安全に対する意識向上・再発防止と、未然防止策の徹底

(4) 患者・県民サービスの向上

- 患者満足度向上のための、待ち時間の短縮、個人情報保護対策、相談体制充実の措置
- H.P.等による保健医療情報の発信・普及
- 専門的な医療情報を活用した、県民を対象とする公開講座の開催

2 非常時における医療救護等

- (1) 大規模災害の発生時の対応
  - 大規模災害発生時の患者の受入れ、DMATの派遣
  - 基幹災害医療センターとしての、他の災害拠点病院を対象とした研修やトリアージ訓練の実施
- (2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
  - 新型インフルエンザ等の感染症発生時における県と連携した迅速・的確な対応

3 医療に関する地域への貢献

- (1) 地域の医療機関との連携強化
  - 紹介・逆紹介の推進、地域連携クリニカルパスの活用等による地域医療機関との一層の連携
- (2) 医師不足等の解消への貢献
  - へき地医療拠点病院として、代診医の派遣や医師不足が深刻な公立病院等への外来診療など、地域の医療提供体制確保への貢献
  - 臨床研修医の確保・育成等による医師の充足

4 医療に関する教育及び研修

- (1) 医師の確保・育成
  - 三重大学等と連携した、指導・研修体制の整備
  - 研修プログラムの充実による臨床研修医等の受入れ
  - 「臨床研修センター」の設置によるシミュレーターを活用した研修の実施、三重大学の連携大学院の効果的運営
- (2) 看護師の確保・育成
  - 「臨床研修センター」の設置や、新人看護師の卒後臨床研修システムの効果的運用等により専門知識・技術の向上が図れる職場環境の整備
- (3) コメディカル(医療技術職)の専門性の向上
  - 職員の専門性の向上を目指した、効果的な研修の実施
- (4) 資格取得への支援
  - 専門医、認定看護師等の医師、看護師、コメディカルの資格取得への支援、部分休業制度等の環境整備
- (5) 医療従事者の育成への貢献
  - 医学生、看護学生等の実習の受入体制の整備、指導者の養成
  - 研修会等への講師派遣要請への積極的対応
  - 国際的な視野をもった医療従事者の育成

5 医療に関する調査及び研究

- 各種調査研究の積極的な推進、研究論文等に有用な医療情報の公表

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 適切な運営体制の構築

- 理事長のリーダーシップのもとでの、各部門の専門性の発揮、B.S.Cの活用、及び副院長の柔軟な役割分担

2 効果的・効率的な業務運営の実現

- 医療ニーズの多様化・高度化等を踏まえた、柔軟な職員配置、業務推進体制の構築

3 業務改善に経緯して取り組む組織文化の醸成

- 収益分析データ等の経営関係情報の周知、D.P.Cデータの分析情報の提供による収益改善、T.Q.M等の改善活動取組の実施

4 就労環境の向上

- ワークライフバランスに配慮した、働きやすい環境づくりの推進

5 人材の確保・育成を支える仕組みの整備

- 職員のより適切な人事管理に活用するための業績・能力を評価する仕組みの検討

6 事務部門の専門性の向上と効率化

- 病院経営、医療事務に精通した職員の育成・確保

7 収入の確保と費用の節減

- 稼働率向上等による適正で効果的な病床管理
- 診療報酬の査定半減少等への適切対応、未収金発生抑止策の強化

8 積極的な情報発信

- 定期的な広報誌発行等による経営情報や保健医療情報の発信

第4 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間内に経常収支比率100%以上達成、維持

第5 短期借入金の限度額

2.0億円

第6 重要な資産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成・能力開発の充実等

第8 料金に関する事項

使用料及び手数料は別表で示し、その他は別に理事長が定める

第9 その他業務運営に関する重要事項

- 1 保健医療行政への協力
- 2 法令・社会規範の遵守
- 3 業務運営並びに財務及び会計に関する事項